



大東秘広第2413号  
 【陳情第26号】  
 平成29年9月1日

大東市三箇自治会  
 区長 岡崎 信久 様

大東市長 東坂 浩



要望書について (回答)

平素は本市行政にご協力いただきありがとうございます。平成29年7月11日付けで  
 ご要望のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

〔1〕全般事項

【要 望】

1. 街づくり部

(1) 市道の舗装改良

◇地区内の道路について、計画的に舗装改良工事を施工されたい。また、地区内主  
 要横断歩道のグリーンカラー化を推進されたい。

【回 答】

一昨年から地域の皆様と共に街歩きを行い、舗装劣化状況等を確認しながら優先順位  
 を協議し、今年度は7月～8月にかけて舗装工事を行いました。来年度も引き続き、舗  
 装補修を必要とする箇所について、地域の皆様と協議し優先順位を決定した上で、計画  
 的に対応いたします。

また、横断歩道のグリーン化につきましては、警察との協議の中で、通学路かつ交通  
 量も多く、地区として最優先箇所の横断歩道についてグリーン化が認められるため、地  
 域の皆様と協議し設置箇所を決定し対応いたします。

【要 望】

(2) 道路標記の点検整備

◇横断歩道、車両停止線その他道路表示の点検を行い、新規または再表示の工事を  
 実施されたい。

【回 答】

四條畷警察署に確認したところ、基本的にはパトロール巡回等により交通規制表示(法  
 定表示)が不鮮明であり補修が必要と判断した箇所については随時補修を行っておりま  
 すが、地域の皆様から気になる箇所について申し出いただければ確認させていただきます  
 とのことです。

なお、その他の法定外表示につきましては、不鮮明で再表示が必要と思われる箇所  
 については順次対応いたします。



【要 望】

2. 福祉・子ども部

(1) 子育て支援センターの設置

◇市内に3か所設置されている子育てセンターは、大東市の都市軸に沿って南側に偏在している。このため、妊娠中の女性や子育て中の保護者が等しく利用できるように、市の中北部に新たな子育てセンターを設置されたい。

【回 答】

本市におきましては、子育て家庭へのニーズ調査に基づき平成26年度末に策定いたしました「大東市子ども・子育て支援事業計画」の中で、既存のキッズプラザ、南郷子育て支援センター、四条子育て支援センターの3箇所の子育て支援センターと、5箇所のつどいの広場において地域子育て支援拠点事業を実施し、平成31年度までのニーズを充足できるものと考えております。

中北部への子育て支援センターの設置につきましては、三箇・深野北・氷野の各地区は、幹線道路や河川によって隔てられていることから、子育て支援センターへのアクセスが悪く、ご利用に際してご不便をお掛けしている状況は把握しておりますが、現在のところ、新たに子育て支援センターを設置する予定はございません。今後の事業計画の策定におきましては、事業ニーズの再検討等を行う中で、新設の必要性について議論を行ってまいりたいと考えております。

また、保育所における地域活動といたしましては、園庭開放や育児相談、夏祭り等の交流事業を実施しておりますので、利用をご検討いただければと存じます。

【要 望】

3. 危機管理室

(1) 初期消火器具格納箱の適正配置

◇大東市初期消火器具格納箱設置事業については、地区の要望に基づいて設置されているが、消防防災の観点から、行政において明確な整備計画を策定し事業実施されたい。

【回 答】

初期消火器具格納箱の設置につきましては、初期消火活動に必要な地域で、消防ポンプ自動車容易に侵入できない狭い場所や建物が密集している場所で、平成10年度から設置目標を200基と定め、平成21年度には目標を達成しております。

現在は、過去の活用実績と地域防災力向上の観点から、「初期消火器具格納箱の設置ならびに管理要領」に基づき、地域の皆様のご要望により設置を行っており、年間8基を上限として対応させていただいております。結果、平成29年3月末時点において市内には258基の設置が完了しております。また、年間の設置基数等につきましては、毎年区長会総会においてもご説明させていただいております。

【要 望】

(2) 初期消火器具格納箱の帰属及び適正管理

◇大東市初期消火器具格納箱は、備品購入費で設置されたものであり、大東市の財産で物品に分類される。このため、管理責任者は、市の所管課等の長となるため、「大東市初期消火器具格納箱の設置ならびに管理要領」中、管理責任者に関する規定を改められたい。

なお、管理を設置場所の管轄する区長に委任する場合は、委託契約等必要な手続きを為されたい。

【回 答】

初期消火器具格納箱につきましては、「初期消火器具格納箱の設置ならびに管理要領」に基づき、地域のご要望を受けて初期消火活動に必要な地域に設置させていただいており、万一の場合には地域の皆様が効果的にご利用いただけるよう日頃からの点検等について、管理責任者として区長様にご協力をお願いするもので、新たな委託契約等の必要はないものと考えております。

【要 望】

(3) 市道住道四の宮線緩衝地の利用

◇消防団第11分団車庫北側の未利用地を消防分団車庫と一体的に消防防災施設として利用するについては、平成27年度に要望し内諾を得たところであるが、利用開始に当たって、使用貸借契約の締結、使用承認書の発行等、必要な手続きを為されたい。

【回 答】

当該地につきましては、平成28年6月7日付け大阪府指令寝第2-62号において、大阪府より本市が防災備蓄倉庫、消防団分団車庫および防災訓練時等の車輛駐車場等、消防防災施設用地として使用の許可を得ており、地域において防災活動等による使用をされる際には、協議等をお願いいたします。

【要 望】

(4) 避難誘導標識の適正配置

◇1地区1基の配置計画になっているが、規模の大きい地区にあっては複数の指定避難所が存在し、住民の生活エリアも異なっているため、適正な配置計画になっていないため地域に見合った計画に改善されたい。

【回 答】

避難誘導標識の設置につきましては、地域からご要望いただいた箇所に1地区1基の配置により設置を予定しておりました。しかしながら、地域により規模の違いもあり、必ずしも1基では充足していないのではとのご意見をいただき、追加設置が必要と思われる地域については、複数枚の設置をしております。

【要 望】

4. 市民生活部

(1) 防犯カメラの設置

◇安全・安心な市民生活を確保するため、市の事業としてすべての通学路に複数台の防犯カメラを設置し、管理されたい。

【回 答】

防犯カメラの設置につきましては、防犯カメラと小型軽量ICタグを感知するビーコン受信器が一体となった、多機能型防犯カメラを市内各所に設置する「安全・安心見守り事業」を平成28年度から実施しており、同年度に通学路を考慮した公園付近等に10台を設置したところです。

今年度は、多機能型防犯カメラの増設と並行して、市内の全市立小学校にもビーコン受信器の設置を行う予定であり、将来的には対象者を児童から高齢者等へと事業の拡充を図ってまいります。

【要 望】

(2) 防犯灯LED化取替事業の継続

◇平成23年度から平成27年度までの5か年にわたり、防犯灯LED化取替助成事業が実施されたところであるが、市の責任において早期にすべての防犯灯のLED化を完了されたい。

【回 答】

LED防犯灯設置等補助事業は、平成29年度につきましても引き続き実施しているところですが、今年度で同事業の活用財源である「大東市安全で安心なまちづくり基金」が底をつくことから、平成30年度の事業継続に必要な予算確保に努めてまいります。

【要 望】

(3) 生涯学習センターにカラー印刷機を設置

◇自治会等の運営に係る支援業務として、自治会発行印刷物のカラー印刷については、現在、市役所に設置されている印刷機を活用して実施されているが、一定の利用上の制約があるので、広く利用に供するため、生涯学習センターにカラー印刷機を設置されたい。

【回 答】

生涯学習センターの印刷機につきましては、生涯学習センターを活動拠点とした団体やサークルの支援を目的として、ワークステーション内に設置しているものです。当該印刷機（単色刷り）は平成26年3月に買い替えを行ったところですので、当面の間、買い替える予定はありませんが、耐用年数に達して買い替える際には、カラー印刷機の設置についても検討いたします。

【要 望】

(4) 自治区市民会議活動補助金について

◇大東市全世代地域市民会議ハンドブック（平成28年度版）において、大東市自治区市民会議活動補助金交付要綱第4条第1号「ア」に規定する補助金の算定根拠を「賛同者の数に一人当たりの補助金を乗ずる方法への検討を行っている」と明記されているが、これは、制度そのものを大きく変質させるものであり、現行の算定根拠の「一人当たりの補助金額」の増減といった問題ではない。また、制度の根幹的な事項を制度のスタート時点において論ずることは、現行の制度が十分に練り上げられたものではないという証でもある。

コミュニティー施策及びその活動は、制度の賛同者のための活動ではなく、地域住民全体に対するものであり、補助金の限度額の算定根拠を「賛同者の数」とすることは、コミュニティー施策とは整合しない。賛同者を把握する必要があるれば、補助金の算定根拠と切り離し、別途検討を加えることが適当である。

【回 答】

全世代地域市民会議（以下「市民会議」）は、自治区を最小単位とし、区長様をはじめ、各種団体のほか、自治会員以外の方も参加することができる会議体であり、賛同する人数に応じた補助金枠を各市民会議に付与し、地域課題の優先順位等を市民会議構成メンバーで議論していただき、補助金を交付するものです。

市民会議活動補助金につきましては、市民会議での活動内容等をご理解いただき、より多くの賛同を得ることが、市民会議の発展へと寄与するものと考えていることから、賛同者数に応じて、補助金額を算定することを検討しております。

今後は、市民会議で生じている課題等を十分に精査し、自治区全体が活性化される市民会議へとつなげていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【要 望】

5. 総務部

(1) 市役所発信電話番号について

◇「市役所からの電話番号が代表番号（872-2181）であるため、いずれの部署からの電話であるのかわからない。」という平成29年2月20日開催の大東市区長会役員会での申し入れを受けて、市においては、各課の代表番号で発信されるようなシステムに変更されたところであるが、これにより従前から普及している市役所の代表番号872-2181が表示されず、部所が表示以前の問題として、「市役所からの電話」であることすらもわからない結果となっている。特殊詐欺事案が毎日のように報道され、大きな社会問題となっている中で、表示の相手方が分からない電話は極力取らないようにしている人が多くなっている今日においては、少なくとも「872-2181＝大東市役所」と認識できる元のシステムの方がベターであると思われるので早急に元に戻されたい。

【回 答】

市役所から発信する電話の表示番号につきましては、区長会をはじめ多くの方から要望があり、代表番号から直通番号に変更したところです。ご要望いただいた「代表番号の後に内線番号を表示する」方法については、電話を受けた方が更に分かりやすくなることから導入について検討いたしましたが、機能的に不可能であり導入には至りませんでした。

代表番号の表示ができずご不便をお掛けいたしますが、当面は現行の運用を継続したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【要 望】

(2) 認可地縁団体にかかる平成30年度以降の法人市民税の「減免申請書」及び「均等割申告書」の提出の取り扱いについて

◇大阪府では、府税条例を改正し、平成30年4月の減免手続きから前年度（平成29年度）に法人府民税均等割額の減免の適用を受けている場合で、引き続き収益事業を行っていないときにあつては、翌年度以降の「減免申請書」及び「均等割申告書」の提出を不要とし、提出があつたものとみなして減免の適用を行うこととしました。

大東市においても、大阪府に準じて法人市民税の手続きの簡素化を図るようにならねばならない。

【回 答】

収益事業を行っていない認可地縁団体に対する法人市民税の課税につきましては、大東市市税条例第51条および同施行規則第10条の規定に基づき、申請による減免を行っております。本市といたしましては、年に1度、当該団体から均等割申告および減免申請の手続きをいただくことにより、団体の活動状況や収益事業の取り扱い、代表者変更の有無等を確認させていただいているところです。

この度、大阪府において平成30年度から法人府民税均等割申告および減免申請の手続きの省略を行うことを受けて、本市といたしましても大阪府に準じた手続きの簡素化を行うべきか否かについて、大阪府が簡素化に至った経緯や他市町村の動向に関する情報を収集しながら、現在検討を行っているところです。ご理解賜りますようお願いいたします。

[2]各町会要望事項

【要 望】

1. 三箇1丁目

(1) 市道江ノ口大箇線沿いの旧水路修景工事（第2期工事）の施工を早期実施されたい。

【回 答】

三箇一丁目地内水路跡地整備工事（第2期）として、現在施工中で早期に竣工できるよう鋭意工事を推進してまいります。

【要 望】

(2) 中戸水路整備事業の残区間の南への延伸を実施、計画提示をされたい。(防犯灯は必ず設置)

【回 答】

大東市内の水路跡地整備につきましては、大東第6水路(太子田1・2丁目地内)・大東第7水路(新田本町・西町・中町・旭町地内)・大東第10水路(灰塚4・5丁目地内)・三箇5丁目水路(三箇5丁目地内)・末広町水路(末広町地内)の5路線が進行中です。三箇5丁目水路(四ノ宮線)は、今年度から整備工事が開始されます。

また、三箇1丁目地内中戸水路の残区間整備につきましては、地域の皆様に必要な整備路線として、上記5路線の整備のめどが一定つきましたら、三箇自治会および沿道住民の皆様の意向調査を行った上で計画的に整備を進めてまいります。

なお、防犯灯の設置につきましては、LED防犯灯設置等補助事業の活用により設置をお願いいたします。

【要 望】

(3) 中戸水路の寝屋川からの流入部の水門扉の開閉および、ごみの除去等適切な管理をされたい。

【回 答】

水門扉の開閉につきましては、大雨時に中戸水路の排水を行うため、本市職員にて開閉作業を実施しているところです。今後におきましても、大雨の前後において、適正な水門管理(開閉)に努めてまいります。

また、ゴミ等の清掃につきましては、従来から実施しておりますスクリーン部の定期的な清掃を今後も継続して実施してまいります。

【要 望】

(4) 正覚寺前の溝蓋の改良を実施されたい。(延長約10m)

【回 答】

9月末をめどに改良を行います。

【要 望】

(5) 市道住道四の宮線の損傷部分の舗装改良工事をされたい。また、だんじり曳行時に使用する道路舗装の損傷箇所、特に三箇1丁目1番から東へ西村橋までの区間。

【回 答】

補修箇所について地域の皆様と協議し、優先順位を決めた上で計画的に対応いたします。

【要 望】

(6) 三箇1丁目公園(第2幹線広場)の除草、樹木の管理をされたい。また、同広場の改良工事を実施されたい。

①ベンチの増設

②太陽電池時計の設置

【回 答】

大東(二)幹線広場の清掃等の日常管理につきましては、地域の皆様で実施していただいているところですが、樹木の剪定は必要に応じて適正な時期に行います。

また、ベンチの増設(2基)および太陽電池時計の設置につきましては、年内をめどに設置いたしますので、今後、設置場所の協議を行ってまいります。

【要 望】

2. 三箇3丁目

(1) 三箇3丁目6-16前の電柱に設置されているミラーを低くされたい。

【回 答】

カーブミラーの調整については、随時対応いたします。

【要 望】

(2) 三箇3丁目4-1前側溝の改良工事を実施されたい。(グレーチングもしくは暗渠化)

【回 答】

沿道関係者の了承が得られましたら、改良方法について協議させていただきます。

【要 望】

(3) 三箇3丁目3-28東側道の舗装工事

【回 答】

舗装箇所について地域の皆様と協議し、優先順位を決めた上で計画的に対応いたします。

【要 望】

(4) 三箇3丁目3-14南東側交差点に道路停止線、止まれ表示を設置されたい。

【回 答】

当該交差点に「交差点マーク+」と「足型マーク」の設置を9月末をめどに設置いたします。

【要 望】

(5) 三箇小学校正門西側にミラーを設置されたい。

【回 答】

設置想定位置は学校敷地であるため、教育委員会とも協議し、了承が得られましたら、9月末をめどに設置いたします。



【要 望】

3. 三箇4丁目

(1) 空き地の適正管理指導

①三箇4丁目4番街区

②三箇5丁目7番街区（旧サンクス南側）

【回 答】

当該土地所有者に対して、平成29年7月27日付で、近隣住民に迷惑が及ばない様に除草等を行うことを指導する文書を送付いたしました。今後、改善措置が行われない場合、更に当該地を適正に管理する旨の指導を行ってまいります。

【要 望】

(2) 道路側溝の改良

①三箇第2公園南側（東部）の道路側溝の床をかさ上げされたい。

【回 答】

9月末をめどに改良を行います。

【要 望】

(3) 交差点付近の交通安全対策

①三箇4丁目2番最北部及び三箇5丁目4番3号先南北側溝の暗渠化

【回 答】

地域の皆様と協議し、10月末をめどに適切な安全対策を講じてまいります。

【要 望】

②三箇4丁目三箇第3公園北側側溝の暗渠化及びガードレールの新設

【回 答】

側溝の暗渠化につきましては、歩道幅員の確保の意味からも必要であると判断しており、対策方法については地域の皆様と協議し、9月末をめどに対策を講じてまいります。

また、ガードレールにつきましては、前面が運輸業者の出入口でもあるため、今までの経緯等を地域の皆様より確認をしていただき、その上で対応してまいります。

【要 望】

(4) 三箇第2公園の改良

①砂場の東側にベンチを設置されたい。

②西側エリアの南北境界に柵（600mm程度）を設置されたい。

【回 答】

ベンチおよび柵の設置につきましては、年内をめどに設置いたしますので、今後、設置場所の協議を行ってまいります。

【要 望】

4. 三箇5丁目

(1) 住道四の宮線の道路整備を早期に実施されたい。

【回 答】

第1期工事については、今年度から実施してまいります。また、今後も引き続き整備を進めて行く予定です。

【要 望】

(2) 市道住道四の宮線に至る市道三箇32号線の傾斜角度を改良されたい。

【回 答】

沿道関係者の了承が得られましたら、対応してまいります。

【要 望】

(3) 三箇5丁目5-21から五軒堀新橋までの市道住道四の宮線沿いに防犯灯を設置されたい。

【回 答】

防犯灯の設置につきましては、LED防犯灯設置等補助事業の活用により設置をお願いいたします。

なお、市道住道四の宮線の道路整備に併せて道路照明灯の設置を予定しております。

【要 望】

(4) 三箇5丁目6-53前道路に停止線ならびに止まれ表示を設置されたい。

【回 答】

要望項目「三箇4丁目(3)-①」の交通安全対策と同時期に当該箇所の交通安全対策を実施いたします。

【要 望】

5. 三箇6丁目

(1) 三箇6丁目4-52付近の道路舗装

【回 答】

舗装箇所について地域の皆様と協議し、優先順位を決めた上で計画的に対応いたします。

【要 望】

(2) 三箇6丁目10-2付近の道路陥没補修

【回 答】

舗装箇所について地域の皆様と協議し、優先順位を決めた上で計画的に対応いたします。

**【要 望】**

(3) 三箇6丁目2-3 (五軒堀新橋西交差点) 付近の道路陥没補修

**【回 答】**

当該箇所においては車両の通行量も多いことから緊急応急補修を行います。  
なお、全面復旧の時期については地域の皆様と協議し、優先順位を決めた上で計画的に対応いたします。

**【要 望】**

(4) 三箇6丁目23-11 付近の道路陥没補修

**【回 答】**

舗装箇所について地域の皆様と協議し、優先順位を決めた上で計画的に対応いたします。

**【問い合わせ先】**

政策推進部 秘書広報課 広報広聴グループ  
TEL 072-870-0403